

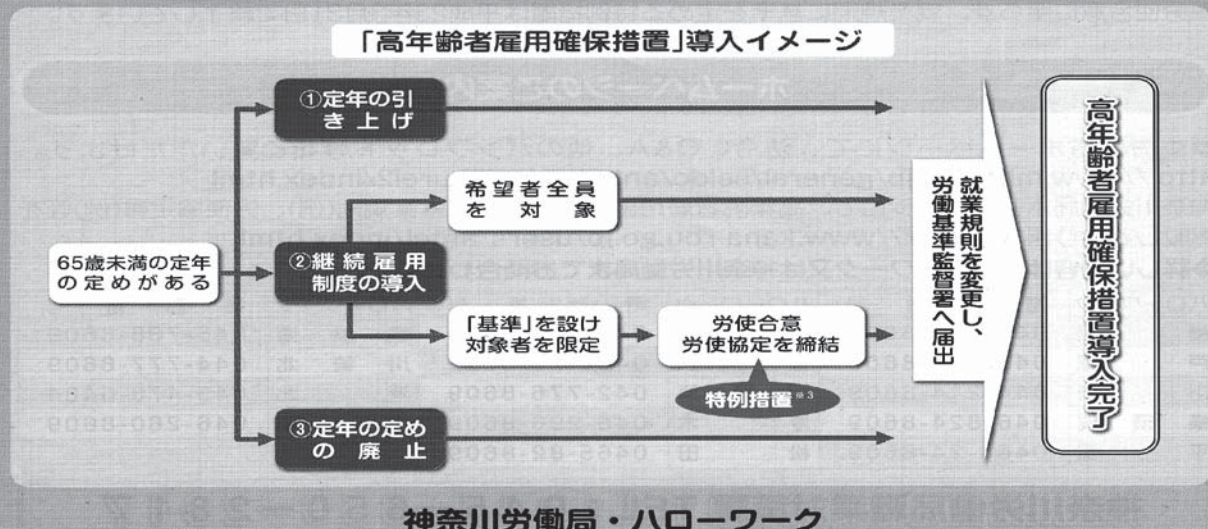
高年齢者雇用確保措置を 実施していますか？



65歳までの
安定した雇用の
確保が事業主に
義務づけられています。

定年（65歳未満のものに限ります。）の定めをしている事業主は、雇用する高年齢者の65歳^{*1}までの安定した雇用の確保をするため、次のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入^{*2} ③定年の定め廃止



労働保険のお知らせ

平成25年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、
6月3日（月）～7月10日（水）です。

電子申請に関しては6月1日より申告可能です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末に発送予定です。

正しい申告のために・・・早目にご準備を。

お問い合わせは、

神奈川県労働局 労働保険徴収課

適用第1係・第2係・第3係……………電話：045-650-2803